

被収容者の死亡事件の原因究明及び再発防止策を求める会長声明

1 声明の趣旨

当会は、法務省入国管理局及び入国者収容所東日本入国管理センターに対し、原因究明のための調査の実施と、調査結果を踏まえた再発防止策の導入を強く求める。

2 声明の理由

(1) 被収容者連続死亡事件

茨城県牛久市所在の入国者収容所東日本入国管理センターで、去る3月29日にイラン国籍の被収容者が、3月30日にはカメルーン国籍の被収容者が死亡するという事件が相次いで起こった。当局の発表によれば、イラン国籍の被収容者は、食事をのどに詰まらせて意識不明となり、病院に運ばれたが翌日に死亡し、カメルーン国籍の被収容者は、数日前に体調不良を訴え、医師の診断を受けていたが、重篤でないと判断され、一人部屋に戻された後、意識不明の状態で見つかり、搬送先の病院で死亡したとのことである。

(2) 劣悪な入管医療体制

被収容者処遇規則30条1項には、「所長等（入国者収容所長及び地方入国管理局長）は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない」と規定されている。被収容者の健康を確保する事は、入国者収容所長及び地方入国管理局長の法的な責務である。

しかし、上記センター内での医療体制の不十分さは、入国者収容所等視察委員会からも毎年指摘されていたうえ、国連の拷問禁止委員会からも懸念が示されていた。

平成24年度関東弁護士会連合会シンポジウム大会宣言においても、「被収容者らは外部から遮断され拘禁反応に苦しみながら、満足な医療すら受けられていない…このような、人間の生存にかかわる深刻な問題は、直ちに解決されるべきである」と早急な是正を求めていた。

(3) 早急な真相究明及び対策が必要であること

これら国内外の指摘にもかかわらず、適切な医療体制の改善がなされないまま、極めて短い間に2名もの被収容者が適切な医療措置を受けられず死亡するに至ったことについて、同センター及びこれを所管する法務省入国管理局の責任は重大である。

今後このような事件が起こらぬよう、原因解明の調査を行い、再発防止の対策を緊急に講じるべきである。

2014（平成26）年5月12日
千葉県弁護士会 会長 蒲田 孝 代

